

仲間を増やして十周年を祝おう



書記長 大江拓実

組合員のみなさん、CU東京三多摩地域本部は、今年創立10周年を迎えます。この8月に第11回定期大会及び「創立10周年のつどい」開催するために準備をすすめています。記念すべき10周年をみんなで祝う、そのため現在の組織数を大きく増やして迎えたいと取り組んでいます。

三多摩地本の現在の組織数は300人を少し超える程度にとどまっています。労働相談活動を通じて加入された方、組合を応援しようと協力組合員として加入いただいている方々の支えで組合は運営されています。

CU三多摩のこれまでの相談件数は300件に達し、その多くを解決しつつ、組織拡大に努力を重ねてきました。組織を増やす事で組合の存在感が高まり、相談解決力も一層高まります。

誰でも入れて 助け合える組合です

CU東京は誰でも加入できる組合です。毎月の組合費(口座振替)は2,000円(組合共済を含む)、70歳以上・協力組合員1,000円です。共済(入院1日5千円×60日迄、その他)で助けられたという方(別項参照)もたくさんいます。

CU東京はいざという時の労働者の駆け込み寺としての機能を果たしてきました。その機能をさらに高め、また労働環境の改善や賃金の引き上げなどに取り組める組合として、さらに仲間を増やしたいと思っています。組合員の皆様の力をお貸し下さい。まわりの未加入の方に「C

U東京に入ろう」の一声をお掛けいただいて、仲間を増やすためにご協力を宜しくお願いします。

≪6月四役・事務局会議より≫

1、情勢の特徴

1) 春闘 物価高騰に追いつかず

大企業の春闘回答は5~6%台のベースアップとされていますが、この間の物価高に追いつかない水準で、実質賃金の前年比マイナスが続いています。中小企業の従事者や非正規雇用にはベアすらありません。

2) 雇用の劣化が蔓延、労基法改悪も

非正規労働者の増加、細切れ・スキマ労働が広がり、外注化・アウトソーシングといった請負労働も進行。雇用の劣化が蔓延しています。その上、厚労省は労働基準法を改悪、特に労働時間規制を骨抜きにしようとしています。

3) 「人手不足倒産」「後継者難の廃業」が深刻

需要はあっても人材育成が十分にできず、事業が継続できないという問題も深刻です。

長期間続いて来た労働者の使い捨て、権利の侵害が労働市場に禍根をもたらしています。これらの対策、とくに中小企業への対策は急務です。公正公平な取引のための指導や監視、使い勝手のよい助成金や有利な融資制度の拡充など、政府や自治体が本腰になって取り組むべき課題です。そうすれば雇用環境も向上します。

4) 最低賃金改定めぐる動向

日本商工会議所が最賃引き上げ議論に関し、4月に「中小企業の動向を踏まえて検討すべきだ」という要望書をまとめ、最賃引き上げを牽制する態度を表明しています。

一方、日本弁護士連合会も同月に声明を発表。「フルタイム労働者賃金の時間換算額は1500円を大きく超えている」「物価動向を踏まえ、昨年実施された引き上げ額(全国加重平均1055円)は低すぎる」と指摘、中小企業の社会保険料の負担軽減も提言しています。

政府や石破首相は産業別特定最賃の検討を打

ち出しました。地域最賃より介護分野を高め
に設定する考え方を示しています。

5) 東京の公契約条例の制定が前進

東京の公契約条例の制定は17自治体に広がり、特別区では15区と、多数派です。公共事業で働く賃金が底上げされることで、民間にも波及し、全体の賃金相場形成に影響が及びます。

■労働相談より 2題

請負契約でも実態は労働者

労働災害の保険適用に

加藤商事(東村山市)で働いていた山田さんが現場での事故でケガを負った件で、CU三多摩は労働災害の申請への協力を申し入れました。

しかし、加藤商事は顧問弁護士より「『請負契約を締結』したもので、今さら事実を曲げて労災保険を適用させて、保険金を請求することはむしろ詐欺罪に誰何される可能性がある」と指摘されましたので、そのようなことはお断りします」と、労災申請への協力を拒否する不当な回答がありました。

そもそも、労災適用の判断は、会社側ではなく労働基準監督署が判断を行います。「詐欺罪に誰何される」などは、労災が不支給になった人は犯罪人というに等しい暴論です。

また、山田さんと加藤商事の契約は、勤務時間や、仕事の依頼や業務指示への諾否が生じる余地もなく、労働者性が高い契約です。

こうした経過から、組合は、山田さんの業務中の災害について、当組合として立川労働基準監督署に早期認定を行うよう申し入れていました。5月29日、無事に労災認定がされました。

今後、山田さんと組合は加藤商事に対し、謝罪と補償を求めることにしています。

以下、山田博由さんからの通信が届きました。

私の不注意の事故で、組合の皆様には大変なご迷惑をおかけしたことをまず深くお詫び申し上げます。

労災のことなど何も知らない私のために、たくさんの方を教えてください、感謝に堪えません。

私と同じ一人親方がたくさんいると思いますが、どうか諦めないで、コミュニティユニオンに相談し

てほしいと思います。

山田博由

障がい者施設での職員の雇止め通告を交渉の結果撤回させ、継続雇用へ

一昨年、A障がい者施設に雇用されたBさんは、当初、無期雇用契約であったものの1か月後に説明もなく6か月の有期雇用になり切り替えられました。さらに次の契約年度には、更新の手続きは取られませんでした。今年に入り、次の契約の更新は行わないと雇止めを通告されました。

これに対してBさんは、施設側に、雇止めの理由を聞いたところ、回答を拒否されたため、組合に相談に来ました。

組合は、当初の無期雇用から有期雇用への変更は労働条件の不利益変更であり、本人の同意が必要にもかかわらず、A施設からまともな説明もなかった。Bさんは記名捺印をしているが、採用から間もない時期であり、本人の自由な意思で同意したとは認めがたい。従って、無期雇用が現在も有効であり、今回の雇止めは無効であると考えました。

最初の団体交渉で、組合は、解雇無効の主張とともに、A施設には高齢者も多く就労しており、Bさんの雇止めの理由が不明であると、A施設の見解を質しました。施設側は、「職員の若返りのための雇止めで、Bさんに非違行為があったということではない。」「今後、暴力をふるう施設利用者がいた場合、Bさんでは厳しいと判断した。」と雇止めの理由を明かしました。組合は、雇止めの理由として成り立たないとして、雇止めの撤回を求め、2回目の団体交渉を経て、施設側から雇止めを撤回し、Bさんの70歳までの雇用を認めるとの回答がありました。それを受けて、Bさんとの協議の結果、A施設と合意書を交わし、解決となりました。Bさんは現在も元気に職場で働いています。

組合員からの投稿 2題

「劇団所有の劇場が消えていく

文化を大切にしない国でいいのか」

石川 隆

私が「新劇」に興味を持ったのは、1967年、俳優座と日生劇場の合同公演で「クルベツト、天から舞い降りる」を観たときからです。出演者も私がいま名前を思い出せるだけでも、市原悦子

(新人)・永井智雄・加藤剛・近藤陽介・東山千栄子・小沢栄太郎・田中邦衛など今にして思えば蒼々たるメンバーで俳優座総出演と言えるものでした。



当時は、日生劇場(興行資本)と商業主義によらないヒューマンで現実を見つめた舞台活動をしていた「新劇」がコラボして上演するという事はほとんど観たこともない時代でしたから、職場の同僚から「日生劇場で新劇が上演されるの?」と言われたくらいでした。

その後、労演活動などもしながら、年間2~3回は観劇に出かけていましたが、退職後には「劇団民藝友の会」を中心に、前進座、青年劇場など年間5~8本くらいは見ています。CUでも前進座公演の案内が年に1~2回はあるので、ぜひ一度劇場に足を運んでいただき、その「楽しさ」を実感してもらいたいと思っています。

先日、六本木にある俳優座劇場が70年に渡る歴史に幕を閉じるとの新聞報道を見ました。何年か前には吉祥寺の前進座劇場も無くなりました。一つの劇団(中小企業)が自前の劇場を運営するのは、演劇活動だけでは維持できないという事なのではないでしょうか。宗教法人などの様な税制上の優遇制度でもあればいいなとは思いますが、この国は文化芸術活動には、とにかくお金を出さないことだけは確かなようですから、期待する方が間違いでしょうが…。

私も俳優座劇場には何回か足を運んだことがあります。いうならば新劇界では老舗の劇場と言う所でした。こういう劇場が無くなっていくことは本当に寂しいかぎりです。

新自由主義がはびこり、生産性と「コスパ」最優先のこういう時代だからこそ、商業主義によ

らない演劇、ヒューマンで現実を見つめた舞台、演劇が求められるような気がしてなりません。米軍への思いやり予算の、ほんの一部でも回せば済むことの様な気がしているのですが。

共済で仲間の助け合いの大切さを実感

匿名希望・組合員

この度、急病で緊急入院し、共済金を頂きましたので、体験談としてご報告します。

職場での会議中、急に胸の痛みに襲われ、座っていることも、立つこともならず、床に転がって呻くばかりとなってしまいました。幸い職場の皆さんが直ぐに救急車を呼んで下さり、搬送されたところ、大動脈の内部が裂ける大動脈解離との診断でした。田舎から家族が駆けつける事態となり、そのまま緊急手術になりました。後に医師から1時間でも対応が遅かったら命が無かったと言われ、ぞっとしました。

幸い手術は成功したものの、1ヵ月を超える入院とリハビリの生活が続きました。休職期間は加入していた協会健保の傷病手当金制度があるものの、給与の3分の2の保証しかありません。住宅ローンなどを抱える不安の中、CUの共済金を受け取る事ができて本当に助かりました。請求手続きが簡単なことも、病み上がりの身には助かりました。

正直、CUへの加入は運動に賛助するつもりであり、共済の制度もよく知りませんでした。今回、思いもよらず共済金を受け取ったのですが、自身が急な災難に出会ってみると、仲間の助け合いの制度が身に染みてありがたいと思いました。

おかげさまで約5ヶ月の療養、リハビリの後

に職場復帰できました。組合員の皆さんにお礼を申し上げるとともに、私自身も微力ながら今後のCUの発展に貢献出来ればと思っています。



選挙に行きましょう

組合員の皆さん
都議会吟選挙が終わりました。私たちが住み、働く東京の選挙の結果はどうだったでしょうか。選挙に行きましたか。

7月は参議院選挙です。衆議院選挙に引き続き、自公政権を追い落とし、国民の暮らしに心寄せる政治へ変えるため、選挙に行きましょう。労働基準法の改悪も狙われています。

戦争する国にしない選択、選択的夫婦別姓、ジェンダー平等、最低賃金の全国一律・大幅引き上げ、減税など暮らしに直結する政治選択です。選挙に行かなければ政治は変わりません。

選挙に行きましょう。



CU三多摩地域本部

第11回定期大会

日時 8月3日(日)
午前10時30分～

場所 北多摩西教育会館
(組合事務所3階ホール)

参加対象 執行委員及び組合員

結成10周年を祝うつどい

日時 8月3日(日)開会午後1時

会場 北多摩西教育会館

★十周年の集いは定期大会終了後に開催
します。参加は無料です。食事あります。

参加してください。

組合員の皆さん 結成十周年を皆で祝
いましょう。

参加の連絡を FAX でとお伝えしましたが、メール、電話もOKです。積極的にご参加ください。

事務所への電話は、午後一時以後に
お願いします。メールはいつでも構いま
せん。

★定期大会と十周年の集いへの組合員の皆さんの参加をお待ちしています。

会議日程のお知らせ

■第6回執行委員会

日時 7月13日(日) 午後1時30分

場所 北多摩西教育会館3F

執行委員のみなさん、お忘れなく。

組合員の皆様へお願い 住所・電話番号を変更したらお知らせください!

住所不明と送付した郵便が送り返されています。住所や電話番号の変更は、大変お手数ですが、組合事務所までご連絡ください。また、集合住宅は部屋番号もお忘れなく。

事務所の電話番号は 042-571-1166 (faxも)、

メールアドレスは cu3tama@abeam.ocn.ne.jp です。

よろしくお願いたします。



メールアドレス登録のお願い 郵便料金の値上がりに伴い、郵送しているニュースをメール配信
します。メールでもいいと思われる方は組合のメールアドレスまで、登録をお願いいたします。
組合アドレス cu3tama@abeam.ocn.ne.jp です。すでにご登録済みの皆さんありがとうございます。
インターネット環境がない方には郵送しますのでご安心ください。